

公募要項の一部修正について（お知らせ）

「老人福祉センター横浜市蓬莱荘 指定管理者公募要項」について、下記のとおり一部内容を修正しましたのでお知らせします。

1 修正箇所

公募要項 20～21 ページ

6 協定及び準備に関する事項

(3) 開業準備及び業務の引継ぎ

イ 業務の引継ぎ

2 修正内容

【修正前】

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。

引き継ぎに要する費用については、指定管理料に含まれることとします。

【修正後】

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。なお、引継ぎに要する費用は、指定管理料に含まれることとします。